

2022年6月15日

株主の皆様へ

株式会社 朝日ラバー

インターネット開示情報の一部修正について

「第52回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

なお、インターネット開示情報に関しては、修正後のものを当社ウェブサイトに掲載します。

修正内容

当社が保有している投資有価証券の一部について種類を債券としておりましたが、正しくは公社債投資信託であるため、金融商品に関する注記の一部を修正させていただきます。

修正箇所（下線を付しております。）

1. 「第52回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」 8ページ

連結注記表 7. 金融商品に関する注記 (2)金融商品の時価等に関する事項

(修正前)

(注) 投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(修正後)

(注) 投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、公社債投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額によっております。

2. 「第52回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」 9ページ

連結注記表 7. 金融商品に関する注記 (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(修正前)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(修正後)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。公社債投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額を用いて評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

以上